

# 令和8年度岡山県産果物メニュー企画委託業務仕様書

## 1 事業の目的

岡山県産果物を使ったスイーツ等の商品開発や SNS 等による情報発信により、首都圏における岡山県産果物（以下、「県産果物」という）の新たな顧客を開拓する。

## 2 委託事業名

令和8年度岡山県産果物メニュー企画委託業務

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月31日（木）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 委託業務

- ・ブランド成長の主要な要因は、浸透率（顧客数）であるとの考え方に立ち、実施する店舗数や販売数量、プロモーション期間などのボリュームを確保し、これまで県産果物との接点がなかった新規顧客を獲得するための取組みを行うこと。
- ・一過性の企画でなく、本業務を契機とした県産果物の取引拡充や、新規販路開拓につながる流通関係者等の体制構築を重視するものとする。

### ①県産果物を使用したコラボメニューの開発及び販売プロモーション

- ・スイーツ店舗等との調整を行い、実施店舗を10店舗程度選定する。
- ・県内産地と結びついた卸売市場を通じた商流を活用し、県産果物を調達する。
- ・実施店舗において、県産果物を使用したスイーツ等のコラボメニューを開発し、同メニューを前面に打ち出した販売プロモーションを実施する。

### ②SNS等による情報発信

SNS等を活用したフォトコンテスト等の実施や、宣伝資材等による情報発信を行う。

### ③県産果物の取引拡充や新規販路開拓のための流通関係者等の体制構築

県産果物の継続的な取引拡充や新規販路開拓のため、流通関係者等との関係強化に必要な取組みを行う。（例：関係者情報交換会、産地視察等）

### ④効果測定

実施店舗等において、コラボメニュー購入者のうち、新規顧客の数（又は割合）等を把握する。

なお、調査方法は、店舗オペレーションに無理のない範囲で実施することとし、全期間・全店舗での詳細調査が困難な場合は、一部期間または一部店舗における調査を代表値とすることができる。

<調査方法例>

アンケート（SNS、QRコード）、レジでの聞き取り、シール投票、店舗へのヒアリング、POSデータ活用等

※本業務の対象エリアは、首都圏とする。

なお、本仕様書における「首都圏」とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県を指すものとする。ただし、事業目的の達成に有効と認められる場合は、これら以外の隣接県も対象に含めることを妨げない。

## 5 実績報告書等の提出

- ・本業務終了後、速やかに実績報告書（様式任意）を作成し、提出すること。

＜実績報告書掲載項目＞

一連の業務内容、実施店舗ごとの支店名及び数、プロモーション期間、開発メニューの内容及び価格、販売数量、販売金額、実施店舗の評価、消費者の反応、上記4の（1）の④効果測定結果、実施状況写真等

- ・受託者は、県が本事業の遂行状況について報告を求めたときは、速やかに書面等により報告しなければならない。

## 6 委託限度額

4, 985, 200円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 7 業務に係る留意事項

- （1）本仕様書に定めのない事項及び実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- （2）事業内容の詳細については、企画競争により委託業者が特定した後、県との協議により変更することがある。なお、委託業務期間において、必要に応じて県と協議を行うこと。
- （3）業務上の成果品についての著作権は、特段の事情が無い限りは県に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、県が業務遂行に必要な限りにおいて、成果品を利用できるよう努めること。
- （4）成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処置は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- （5）成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- （6）受託業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報等を、県を除く第三者へみだりに漏らしてはならない。
- （7）本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業の完了の翌年度から5年間保管し、本県からの求めがあるときは、本県の指定する期日までに提出すること。
- （8）第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。